

---

# 埼玉県こども・若者基本条例（骨子案） 説明資料

---

# 埼玉県こども・若者基本条例（骨子案）作成に至る経緯

- こども基本法施行、こども家庭庁の設置など「こどもまんなか社会」への気運が高まっており、**本県でもこども政策の取組の充実・強化が必要**
- 有識者や関係団体等から、**こどもの権利や子育て・子育てにやさしい社会を確立するための条例が必要**との意見・提言
- このような背景を踏まえ、**こどもの権利や子育てを推進するための政策を盛り込んだ包括的な条例**として、**県議会での質疑**を経て、**「埼玉県こども・若者基本条例（案）」**の議員提案を目指すもの

## 国の動き

平成6年4月

### こどもの権利に関する条約 批准

こどもが守られる対象であるだけでなく、権利の主体であることを規定

令和4年6月

### こども基本法 成立

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法

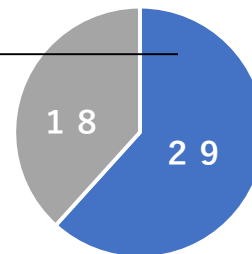
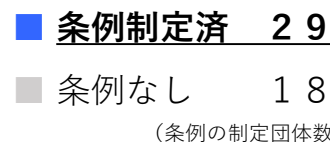
令和5年12月

### こども大綱 策定

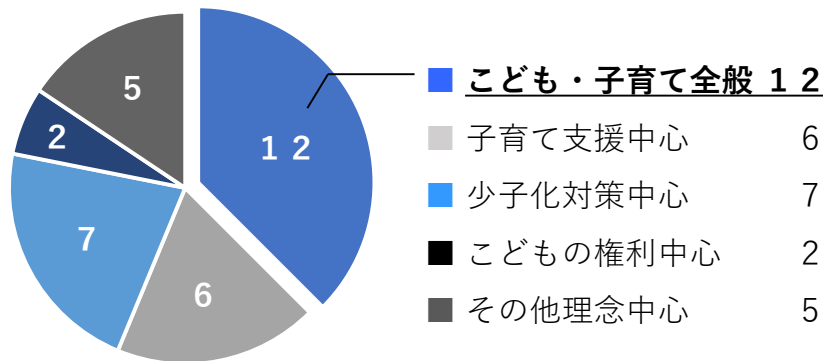
こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本方針や重要事項が一元的に定められた大綱

## 条例の制定状況（他都道府県）

### こども・子育てに関する条例



### 条例の種類 ※議会事務局調べ



※複数の条例を制定している団体があるため、条例制定済の数と一致しない。

## 県議会での議論

令和6年予算特別委員会（令6.3.19）

（議員提案条例の質疑に対する答弁）



自民県議団  
質問

子育て・子育てを融合できる条例制定を考えています。

今後、策定予定の「埼玉県こども計画（仮称）」と具体的な施策の連携が必要と考えます。

知事の連携についての御所見を伺います。

議会が制定された条例については、計画に反映をいたします。



知事答弁

次期「こどもに関する計画」に条例の内容を反映させるため、**有識者や関係団体から意見を聴きながら、令和6年9月定例会への条例の提案を目指している。**

# 埼玉県子ども・若者基本条例（骨子案）のポイント

## 1 子ども・若者が有する権利の保障

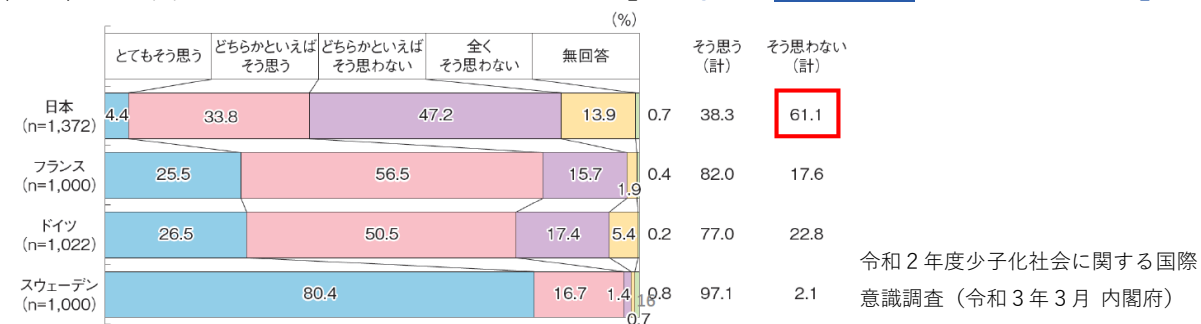
- ✓ 全ての子ども・若者が個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることのないようにする。
- ✓ 意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されるなど、子ども・若者が有する権利が保障される。
- ✓ 子ども・若者の意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築される。

（参考）「子どもは権利の主体である」と思う人の割合 **54.4%**（子ども家庭庁「子ども政策の推進に関する意識調査」より）

## 2 社会全体で子育て・子育てを支える取組の推進

- ✓ 子育て・子育てにやさしい社会づくりに関して  
県民等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずる。
- ✓ 保護者・養育者のみに子育て・子育ての責任を負わせるのではなく、  
社会全体、地域全体で保護者・養育者や子どもを支えていくため、  
関係機関や県民等の相互の連携協力体制の整備を推進する。

（参考）「自国は子どもを生み育てやすいと思うか」 **日本では61.1%が「そう思わない」**



## 3 子ども・若者等の意見聴取・意見反映及び横ぐしの導入

- ✓ 子育て・子育てに係る施策の策定、実施、評価の各段階で、子ども・若者、保護者・養育者その他の関係者から幅広く意見を聴き、施策に反映する取組を推進する。
- ✓ 子ども・若者の意見表明を支援する人材（「子どもアドボケイト」など）の育成・確保など、様々な状況下にいる子ども・若者から意見聴取ができる取組を推進する。  
（参考）「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合 **20.3%**（子ども家庭庁「子ども政策の推進に関する意識調査」より）
- ✓ 子育て・子育てに係る施策の総合的な推進の重要性を踏まえ、県の関係部局による横断的かつ一体的な連携による実施体制を整備する。

## 4 子育てに関する様々な分野の施策を総合的に推進

- ✓ 子ども大綱も参考に、「安全・安心の確保」「居場所づくり」「心身の発達成長のための環境整備」「主体的な学びの機会の確保」など、様々な分野の施策を総合的に推進する。

## 5 保護者・養育者に対する施策の推進（子育て支援）

- ✓ 妊娠期・出産期・子育て期の各段階に応じた切れ目ない支援の実施など、保護者・養育者に対する施策（子育て支援）も推進する。

# 埼玉県子ども・若者基本条例（骨子案）の各条のポイント

## ◎目的（1条）、基本理念（3条）、責務・役割規定（4～9条）

※定義（2条）は省略

1条

子ども・若者が有する権利を保障し、子ども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長することができるとともに、保護者・養育者等も子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すことを規定

3条

子ども・若者について、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けないようにするとともに、意見を表明する権利などの子ども・若者が有する権利の保障を規定し、社会全体で子育て・子育てを支えていくことを規定

4～9条

基本理念を踏まえ、県の責務、保護者・養育者、学校・園等、事業者、民間支援団体、県民の役割を規定

## ◎子ども計画（10条）、体制整備（11条）、意見聴取（12条）、情報提供（13条）、理解促進（14条）

10条

計画策定段階から、子ども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取・反映

施策実施後には、実施状況を検証するとともに、その結果を議会に報告し、公表

11条

県において横断的・一体的に連携した実施体制、相談体制、関係機関及び民間支援団体等の有機的な連携等の整備

12条

施策の策定・実施・評価にあたり、子ども・若者、保護者・養育者等からの意見聴取、子ども・若者等の意見表明を支援する人材の育成確保

13条

子ども・若者の視点に立ったわかりやすい情報提供

14条

子ども・若者が自らが有する権利に関心を持ち、理解できるとともに、権利が侵害された場合の対処方法を学ぶことができることを規定 など

## ◎安全・安心の確保（15条）、居場所づくり（16条）、心身の発達成長（17条）、主体的な学び（18条）、保護者・養育者支援（19条）

15条

子ども・若者の安全・安心の確保と、犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰等の危害から守るために必要な施策 など

16条

子ども・若者のための多様な居場所づくりの推進と、居場所づくりへの子ども・若者の意見表明・参画

17条

子ども・若者の心身の成長・発達のための環境整備と、特に性の問題について、子ども・若者の年齢・発達の程度に応じた支援を規定

18条

子ども・若者の興味・関心に応じて主体的に学ぶことができる機会の確保、体験・遊びを通じた質の高い教育・保育、

自然・社会・職業・文化芸術体験への参加、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援等に関する必要な施策の実施

19条

保護者・養育者等への妊娠期・出産期・子育て期の各段階に応じた切れ目ない支援、雇用環境・住環境等の整備、ひとり親支援 など

## ◎財政措置（20条）

20条

施策を推進するための財政上の措置等を講ずることを規定

# 関係団体、有識者、子ども・若者からの意見聴取

子ども・若者関係団体、有識者、子ども・若者から意見を伺いながら、条例（骨子案）を作成した。

事前に意見を伺った団体、有識者、子ども・若者（令和5年12月～令和6年5月）

子ども・若者  
関係団体

（順不同）

埼玉県児童福祉施設協議会、埼玉県保育協議会、全国認定こども園協会埼玉県支部、埼玉県乳児施設協議会、全埼玉私立幼稚園連合会、埼玉県学童保育連絡協議会、埼玉県民生委員・児童委員協議会、埼玉県里親会、埼玉県看護協会、埼玉県社会福祉士会、埼玉県ひとり親家庭福祉連合会をはじめとする、子ども・若者や保護者等の支援を行う団体や教育関係団体（PTA含む）、経済・労働団体など



有識者

（順不同）

十文字女子大学 星野敦子副学長、埼玉医科大学 高橋幸子助教、  
順天堂大学 西岡笑子教授、文教大学 青山鉄兵准教授、  
NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 高祖常子理事、  
さら助産院 直井亜紀院長、浦和大学 林大介准教授



子ども・若者

小学生、中学生、高校生、大学生など

※条例(骨子案)について、

多くの子ども・若者が意見を述べるができるよう、  
「子ども・若者パブリックコメント」を実施する。

# 目的（第1条）

## （目的）

第1条 この条例は、こども・若者が有する権利を保障し、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長すること（以下「子育て」という。）ができるとともに、保護者・養育者が安心して子育てをすることができる環境が整備されることにより、保護者・養育者等も子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指して、子育て・子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務及び保護者・養育者、学校・園等、事業者、民間支援団体、県民の役割を明らかにし、子育て・子育ての推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## ■ 考え方

- ◆ 未来を担うこども・若者の健やかな成長は全ての県民の願いであり、責任である。
- ◆ こども・若者は社会の一員でもあり、あらゆる場面において、権利の主体として大人と同様に様々な権利を有し、その権利が保障されることが「児童の権利に関する条約」等においても規定されている。
- ◆ こども・若者が誰一人取り残されず、主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長することができる環境を整備していくことが重要である。
- ◆ 国においては、こども家庭庁発足やこども基本法の施行により、こども・若者の健やかな成長を社会全体で後押しする機運が高まっている。
- ◆ 本県においても、こども・若者に関する施策の更なる充実・強化や政策スキームの再構築等に取り組む必要がある。
- ◆ そこで、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長すること（子育て）ができる社会の実現を目指すこと、そして、こども・若者が健やかに幸せに成長するには、まず保護者・養育者自身が幸せを感じて過ごすことができる環境が必要であると考え、一方、令和5年に県が実施したアンケートでは、子育てに対して悩みや不安を抱えている保護者・養育者が多いことから、保護者・養育者が安心して子育てができる環境が整備されることによって、保護者・養育者等（これからこどもを産み、育てたいと思う者も含む）も子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指して本条例を制定したい。

# 定義（第2条）

## （定義）

第2条 この条例において「こども・若者」とは、こども又は若者をいい、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、「若者」とは、思春期又は青年期の者をいい、子育て・子育ての推進に関する施策の対象となるこども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「子育て・子育ての推進に関する施策」とは、こども基本法第二条第二項に規定するこども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策をいう。

3 この条例において「保護者・養育者」とは、親権を行う者、未成年後見人、社会的養育を行う者その他の者で、こども・若者を現に養育するものをいう。

4 この条例において「学校・園等」とは、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、社会的養護関係施設その他こども・若者が学び育つ場所をいう。

5 この条例において「民間支援団体」とは、子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体をいう。

## 考え方

- ◆ 第1項の「こども・若者」のうち、「こども」はこども基本法と同様、一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう心身の発達の過程にある者とする。「若者」は法令上の定義はないが、「こども大綱」の規定等を踏まえて思春期及び青年期の者としており、中学生や高校生、大学生や成人年齢の者であっても含まれうることを明確にするために、こども基本法の定義と異なり、本条例では「こども・若者」と規定している。
- ◆ 第2項の「子育て・子育ての推進に関する施策」について、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など、子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進するための幅広い施策をいう。
- ◆ 第3項の「保護者・養育者」について、日常的養育者の立場にある祖父母や里親等も含まれる。（保育士等の保育者や子育て支援者は含まれない。）
- ◆ 第4項の「学校・園等」について、「社会的養護関係施設」とは、乳児院や児童養護施設等を指し、「その他こども・若者が学び育つ場所」とは、放課後児童クラブや放課後こども教室、児童館、不登校生徒支援教室、日本語教育支援教室などあらゆる学び育つ場所を想定している。
- ◆ 第5項の「民間支援団体」について、こども・若者の居場所づくりや、子育てサロンの運営等を行っている民間の団体を想定している。

# 基本理念（第3条）

## （基本理念）

第3条 子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 全てのこども・若者について、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、個人として尊重され、その基本的人権が保障され、人種、国籍、性別、障害等による差別的取扱いを受けないようにするとともに、自己に関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるなど、こども・若者が有する権利が保障されること。
- 二 全てのこども・若者について、その年齢及び発達に応じて、その意見等が尊重されるとともに、こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。
- 三 保護者・養育者等が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、自らも幸せに過ごすことができる環境が整備されること。
- 四 県、国、市町村、学校・園等、事業者、民間支援団体、県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携、協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

## 考え方

- ◆ 第1号について、「こども基本法」の基本理念で規定される「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則「差別の禁止※」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」を含め、「適切な情報を入手する権利（同条約第17条）」、「休み、遊ぶ権利（同条約第31条）」、「経済的搾取・有害な労働からの保護（同条約第32条）」など、こども・若者が有する様々な権利が保障されることを規定している。
- ◆ 第2号について、こども・若者は直接関係すること以外のことでも年齢や発達に応じて意見等（感情や思いなど）が尊重され、こども・若者の視点にたった社会が構築されることを規定している。
- ◆ 第4号について、保護者・養育者のみ子育て・子育ての責任を負わせるのではなく、こども・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、社会全体、地域全体で保護者・養育者やこどもを支えていくことを規定している。



# 責務・役割（第4条～第9条）

## （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、子育て・子育ての推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図るものとする。

2 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・養育者、学校・園等、事業者、民間支援団体、県民の協力を得るよう努めるものとする。

## （保護者・養育者の役割）

第5条 保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めるものとする。

## （学校・園等の役割）

第6条 学校・園等は、基本理念にのっとり、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるとともに、その運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努めるものとする。

2 学校・園等は、保護者・養育者や地域住民等と連携を図り、こども・若者が主体的に学び、考え、行動することを通して成長することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

## （事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備及び改善に努めるものとする。

## （民間支援団体の役割）

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、子育て・子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

## （県民の役割）

第9条 県民は、基本理念にのっとり、こども・若者の健やかな成長に関心と理解を深めるよう努めるものとする。

# 責務・役割（第4条～第9条）

## 考え方

- ◆ 第4条について、県は、国や市町村と二重行政を避けつつ、子育て・子育ての推進に関する施策を策定・実施し、及びその充実を図ることとしている。
- ◆ 第5条について、保護者・養育者には、児童の権利に関する条約やこども基本法などの規定の趣旨を踏まえ、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、努力義務を課している。
- ◆ 第6条について、学校・園等は、こども・若者が一日の大半を過ごす場所として、多くのこども・若者にとっての居場所となっていることを踏まえた役割を規定した。
  - 第1項では、学校・園等が、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるとともに、例えば校則の見直しやイベント等にこども・若者が主体的に参画することができるよう努力義務を課している。
  - 第2項では、学校・園等が地域コミュニティの拠点となっていることを踏まえ、コミュニティスクールの活用などを含め、保護者・養育者や地域住民等と連携協働して、こども・若者に対して必要な支援を行うよう努力義務を課している。
- ◆ 第7条について、事業者の役割を規定した。
  - 第1項では、事業者が、基本理念にのっとり、こども・若者が有する権利を侵害しないことを前提にしつつ、授乳室・おむつ替えスペースの確保や優先受付を例とした子育て・子育てを推進するための取組を行うことを規定した。
  - 第2項では、雇用する従業員のワーク・ライフ・バランス（子育て中を含めた全て）の推進を図るよう努力義務を課している。
- ◆ 第8条について、子育て・子育ての推進に関し、民間支援団体の果たす役割は非常に重要である。子育て・子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努力義務を課している。
- ◆ 第9条について、県民にはこども基本法に規定するこども施策のみならず、こども・若者が有する権利を守り、その子らしさや育ちを理解し、温かく見守るよう努力義務を課している。

# こども計画の策定（第10条）

## （こども計画の策定）

第10条 県は、こども基本法第十条第一項に規定する都道府県こども計画（以下この条において「こども計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、こども計画を定めるに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取するとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、こども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、これを公表するものとする。

## ■ 考え方

- ◆ こども基本法第十条第一項に規定するこども施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定を義務とするものである。（法律は努力義務）
- ◆ 第2項について、こども・若者から意見を聴く手法として、例えばこども・若者向けパブリックコメントの実施や、社会的養護関係施設等に出向いてこども・若者から直接意見を聴く取組などを想定している。
- ◆ 第3項について、こども計画に基づく施策においては、第12条第1項の規定を踏まえ、こども・若者又は保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるための意見聴取等を行ったり、様々なデータや統計などのエビデンスに基づく方法などにより、その実施状況の検証を行った上で、その結果を議会に報告し、これを公表することを規定している。

# 体制整備等（第11条）

## （体制整備等）

第11条 県は、子育て・子育ての推進に関する施策があらゆる分野に関係するものであり、総合的に推進することが重要であることに鑑み、関係部局が横断的かつ一体的に連携してその施策を実施するための体制を整備するものとする。

2 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

3 県は、社会全体で子育て・子育てを推進するために、関係機関及び民間支援団体等の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めるものとする。

4 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

## 考え方

◆ 第1項について、子育て・子育ての推進に関する施策については、こどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組（こどもファスト・トラック）の推進、こどもや子育て家庭、妊産婦等が心理的負担を感じることなく公共交通機関を利用できるための取組、育児休暇や短時間勤務などの仕事と子育ての両立に資する雇用環境の整備に関する取組など、単一分野ではなく部局を横断するような取組が必要であり、そのための体制を整備することを規定した。

◆ 第2項について、こども・若者や保護者・養育者等が抱える問題は複雑化・複合化している。それらの問題を紐解き、適切な支援（プッシュ型の支援なども想定）に結び付くための相談窓口の拡充など、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ることを規定した。

◆ また、子育て・子育ての推進に当たっては、様々な関係機関・民間支援団体のネットワークの構築が重要である。

◆ 第3項について、福祉、教育、まちづくり、就労などに関する様々な関係機関や民間支援団体等が、行政の設置する協議会等を通じて連携協力体制を構築し、必要に応じて支えが必要なこども・若者を専門機関に繋げるなどの取組が想定される。

◆ 第4項について、子育て・子育てを支える専門職の処遇や職場環境の改善、その社会的地位の向上を通じて、人材の育成及び確保を図る。

なお、子育て・子育てを支える人材とは、保育士や幼稚園教諭など職業として専門的知識及び技術を有する者のほか、児童館やユースセンターをはじめとする、こども・若者の居場所においてこども・若者の相談に応じる大学生ボランティアの育成等も含まれる。

# こども・若者等からの意見聴取・意見反映（第12条）

## （こども・若者等からの意見聴取・意見反映）

- 第12条 県は、子育て・子育ての推進に関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、その施策の対象となるこども・若者又は保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、こども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、前項に規定する意見の聴取その他の必要な措置を講ずるに当たっては、こども・若者が当該施策について理解を深められるよう、その年齢及び発達の程度に応じた分かりやすい情報の提供に努めるものとする。
- 3 県は、こども・若者等の意見表明を支援する人材の育成及び確保その他様々な状況下において、又は特性を有するこども・若者等の多様な意見を聴取するための必要な措置を講ずるものとする。

## 考え方

- ◆ 令和5年にこども家庭庁が実施した調査によれば「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合は20.3%（16～29歳の回答）と低い水準である。この条例の基本理念として掲げる「こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会」を実現するためには、こども・若者の意見表明の機会を保障し、その意見を十分に尊重するための措置を講ずる必要がある。
- ◆ 第1項について、こども基本法等の規定を踏まえ、こども・若者や保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるための必要な措置を講ずることを規定している。
- ◆ 第2項について、低年齢のこどもなども含めて、こども・若者の意見の表明や社会への参加の促進を図るため、例えば、こども・若者向けの分かりやすい資料作りやこども・若者が受け取りやすいSNSやYouTubeの活用など、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた分かりやすい情報発信に努めることを規定している。
- ◆ 第3項について、保護者・養育者や学校などこども・若者に関わる人や組織から完全に独立し、こども・若者の本音を引き出し代弁する「こどもアドボケイト」や、こども・若者が意見を言いやすくなるように引き出す「ファシリテーター」の確保、その他対面での意見聴取や、障害等があり、言葉での意見表明が困難な場合に、絵やICTなどを使用して意見表明がしやすくする仕組みなどが想定される。

# 情報提供等（第13条）

## （情報提供等）

第13条 県は、子育て・子育ての推進に関する制度又は取組に関する情報の収集、整理を行うとともに、情報通信技術の活用等を通じて、子ども・若者及び保護者・養育者をはじめ、その情報を必要とする者に分かりやすく提供するよう努めるものとする。

## ■ 考え方

- ◆ 子育て・子育ての推進に関する制度や取組があっても知らない、利用できないという状況にならないよう、子ども・若者や保護者・養育者等に必要な情報等を届けるために、例えば、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信や、制度や支援の利用について気軽に問い合わせや相談ができるオンラインでの支援など、情報の収集や整理、提供を行うことを規定している。

## 理解促進（第14条）

### （理解促進）

第14条 県は、国、市町村、保護者・養育者、学校・園等、事業者、民間支援団体、県民と相互に連携及び協力し、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長することができるとともに、保護者・養育者が安心してこども・若者を育てることができるよう、子育て・子育てにやさしい社会づくりに関する県民等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こども・若者の有する権利に関する県民等の関心と理解を深めるため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて県民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

3 県は、学校の授業その他の教育活動において、こども・若者が自らの有する権利に関心を持ち、理解することができるようにするとともに、いじめ、体罰等の権利侵害から自らを守り、困難を抱えるときに助けを求める方法として、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年埼玉県条例第二十四号）第三条第一項に規定する埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶことができるよう、学校・園及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

## 考え方

- ◆ 令和3年に内閣府が行った調査では、「自国はこどもを生き育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では61.1%が「そう思わない」と回答した。
- ◆ 本県においても、令和5年度の県民満足度調査について、約4割の県民が「子育てをする方が社会全体から応援されているとあまり又は全く感じていない」と回答した。
- ◆ こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長することができるとともに、保護者・養育者が安心してこども・若者を育てることができるようにするには、基本理念にのっとり、社会全体で子育てを支えていくこと（子育てにやさしい社会づくり）に関する「共通認識」を醸成することが必要である。
- ◆ 例えば、子育て・子育てを推進するためのイベントの開催、こどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組（こどもファスト・トラック）の推進、こどもや子育て家庭、妊産婦等が心理的負担を感じることなく公共交通機関を利用できるためのその他乗客への案内等の取組を事業者等と連携して行うことなどが想定される。
- ◆ また、そのためには、第2項のとおり、学校・園等や事業者、地域社会が、こどもが社会を支える権利の主体であることを理解できるよう、広報活動等を通じて県民に周知を図り、その理解を得るよう努めることを規定した。
- ◆ 第3項について、こども・若者の権利を理解し、こども・若者が社会に参画し、又はいじめや虐待等の権利侵害から守り、こども・若者の不安や悩みを解消できるよう、こども・若者自身がその権利について学ぶ機会を設けることが重要であることから、学校の授業等でこども・若者の権利を学ぶことができるようにするとともに、困難を抱えるときに助けを求める方法として「埼玉県子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）」などの様々な悩みに対応する相談先やその他の方法を学ぶことができることを規定した。



# こども・若者の安全及び安心の確保（第15条）

## （こども・若者の安全及び安心の確保）

第15条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、人種、国籍、性別、障害等にかかわらず、全てのこども・若者が主体的に学び、考え、行動することができるよう、こども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こども・若者を犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働その他のあらゆる危害から守るために必要な施策を講ずる。

3 県は、学校生活、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、不登校、ひきこもりその他の日常生活又は社会生活を送る上で困難な問題を抱え、又はそのおそれのあるこども・若者を支援するため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 考え方

◆ 第1項について、人種、国籍、性別、障害等にかかわらず、全てのこども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずることを規定したものである。

◆ 第2項について、こども・若者が一生に残る傷を負う事件や生命を失う事件等の深刻な事案が全国的に相次いでいる。

また、児童虐待相談件数やいじめの件数も過去最多となり、これらの課題に改善の兆しも見られず、本県のこども・若者の状況を取り巻く状況は非常に深刻となっている。

加えて、いわゆる「ブラックバイト」のような、こども・若者が心身の健康又は発達に有害な労働環境で働かされるような事案も相次いでいる。

こども・若者が犯罪、事故等から自らの安全を守ることができるよう、安全教育の推進や保護者・養育者への周知啓発、また、市町村や学校・園等と連携した虐待やいじめ防止等に対する対策などの必要な施策を講ずることを規定したものである。

◆ 第3項について、本人・家庭・学校、地域社会との関係など、様々な要因が複雑に関わり、不登校やひきこもりなど日常生活又は社会生活を送る上で困難な問題、生きづらさを抱えるこども・若者が増加している。

また、ヤングケアラーに関する課題も顕在化しており、早急な支援が必要とされる。

そのため、相談体制の整備や教育支援、生活支援、経済的支援、就労支援などの必要な施策を講ずることを規定したものである。

# こども・若者の居場所づくりの推進（第16条）

## （こども・若者の居場所づくりの推進）

第16条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、こども・若者が安全で安心して過ごし、自分らしくいられるとともに、遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

2 県は、前項に規定する居場所づくりを推進するに当たっては、その居場所づくりについて、こども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

## 考え方

- ◆ こども・若者を取り巻く環境の変化により、こども・若者が安全で安心して過ごし、自分らしくいられるとともに、遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる居場所を持つことが困難となっている。特に地域において、体験する機会が減少し、多様な人間関係（ナナメの関係※）も減少し、こども・若者が遊び、育ち、学び合う機会も減少している。

※ナナメの関係…親や先生などとの間のタテの関係でも、同級生などとの間のヨコの関係でもない、少し年上のアドバイスをくれる先輩（中高生からすると大学生など）等に当たる関係

- ◆ 空き地などこどもが自由に遊ぶことのできる場所も減少しており、公園でもボール遊びが禁じられていたり、こどもが遊ぶ声がうるさいとして公園が廃止されるような事例も生じている。
- ◆ 地域のニーズや特性を踏まえた多種多様なこども・若者の居場所づくりが重要な課題となっている。
- ◆ 第1項について、「居場所」とは物理的な場所に加え、友人との遊びや部活、イベントのような一時的なもの、インターネット上の空間（メタバース、チャットスペースなど）も対象になりうる。誰でも利用することができる居場所と特定の支援が必要な居場所、及びそれらが混在する居場所が存在しうるが、県は多様な居場所づくりの推進のため、市町村の取組を支えるとともに、広域的な支援が必要な居場所づくりを進めることなどが想定される。
- ◆ 第2項について、こども・若者の居場所は大人が決定するものではなく、こども・若者本人が主体的に決定するものである。一方で、こども・若者の居場所づくりは、第1項のとおり、県や市町村等が推進するものと規定されており、こども・若者の居場所の感じ方に隔たりが生じうる。この隔たりを解消するため、こども・若者の意見を聴き、その意見を反映し、又はこども・若者と共にこども・若者の居場所を考え、つくる必要がある。

# こども・若者の心身の発達及び成長の環境整備（第17条）

## （こども・若者の心身の発達及び成長の環境整備）

第17条 県は、誰もが安心して、こどもを生み、育てることができる環境の整備に資するため、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、こども・若者及び保護者・養育者等がこども・若者の心身の成長及び発達に対し適切な知識を持つことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の環境を整備するに当たり、特に性に関する問題について、こども・若者がその年齢及び発達の程度に応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を受けることができるよう体制を整備するものとする。

## 考え方

- ◆ こども・若者の心身の発達及び成長の環境整備を規定したものである。誰もが安心して次代の社会を担うこどもを生み、育てることができる環境の整備に資するため、こども・若者や保護者・養育者等がこども・若者の成長や発達に関して正しい知識を持つことができるよう規定したものである。
- ◆ 第2項について、こども・若者が年齢及び発達の程度に応じて、性に関する情報提供や助言、その他の必要な支援を受けられるよう規定したものである。こども・若者がその年齢及び発達の程度に応じて適切な支援を受けられるよう、学校等と連携して相談窓口を充実したり、産婦人科医を学校医として任用するなどの取組が想定される。  
また、思春期の若者は性に関する知識が不足しており、性に関して両親や学校に相談できない若者も多く、学校外の相談場所も必要である。  
そのため、将来の妊娠などを含めた健康に関して相談できる窓口の設置や無償で性感染症の検査や近隣産婦人科への紹介などが受けられる「ユースクリニック」の設置に関する取組なども想定される。  
加えて、こども・若者の性の多様性が尊重されるための取組として、性の多様性に関する相談体制の整備なども行うことなども想定される。

# こども・若者の主体的な学びの機会の確保（第18条）

## （こども・若者の主体的な学びの機会の確保）

第18条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、全てのこども・若者が、その置かれている状況にかかわらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験及び遊びを通じた質の高い教育・保育を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、全てのこども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験、文化芸術体験に参加することができる機会が等しく確保されるために必要な施策を推進するものとする。

4 県は、全てのこども・若者が、その個性や本人の意思等に応じて多様な進路の選択等を適切に行い、将来の自立した社会生活につなげられるよう、その能力を発揮することのできる環境の整備、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 考え方

- ◆ 第1項について、全てのこども・若者が、登校の有無や経済的状況などその置かれている状況にかかわらず、誰もが必要な教育を等しく受けることができることができるとともに、こども・若者の多様化が顕在化しており、学び方の特性や興味・関心も一人一人の様子が大きく異なる状況であることを踏まえ、こども・若者が興味・関心に応じて主体的に学ぶことができる機会を確保するために必要な施策を講ずることを規定したものである。
- ◆ 第2項について、幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。この時期における豊かな体験は、健全な自我形成のために欠かすことのできないものであり、体験の差がその後の社会性や自己肯定感の育成に対して影響を与える可能性がある。そのため、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験と遊びを通じた質の高い教育・保育を受けることができるよう施策を講ずることを規定したものである。
- ◆ 第3項について、地域コミュニティの弱体化により、地域でこども・若者を育てるということがしづらくなってきており、様々な体験の機会が減ってきている。また、経済的・時間的な余裕により、多様な経験ができるこども・若者とそうでないこども・若者の格差も生じている。多様な体験活動を通じて、こども・若者が健やかに成長することができるよう、県は必要な施策を講ずることを規定したものである。
- ◆ 第4項について、こども・若者が自らの適性等を理解した上で、職業や進学等のライフイベントに関する適切な選択ができるような支援が求められる。例えば、世界をリードする科学技術を生み出す人材育成や、理科への関心を高める取組の実施、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）の推進等により能力を発揮することができる環境整備を行うとともに、大学生などの就職を希望する者への就職相談、セミナー、企業面接会の開催等により、就業機会の確保等を支援する。

# 保護者・養育者等に対する支援（第19条）

## （保護者・養育者等に対する支援）

第19条 県は、国、市町村、その他関係機関等と連携及び協力を図り、次に掲げる事項その他の妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた保護者・養育者等に対する支援を切れ目なく行うために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実
- 二 保育における待機児童の解消及び病児保育、一時預かりその他の多様な保育の需要に対応するための環境整備
- 三 放課後健全育成事業における待機児童の解消
- 四 子育てに関する学びの機会の確保及び情報の提供

2 県は、国、市町村、事業者等と連携及び協力を図り、次に掲げる事項その他の保護者・養育者等の職業生活及び家庭生活の充実等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備
- 二 家庭における家事及び子育ての協働

3 県は、国、市町村、その他関係機関等と連携及び協力を図り、次に掲げる事項その他の子育て家庭がその地域において安心して過ごすことができるまちづくりの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 安心して子ども・若者を育てることができるための住環境の整備
- 二 保護者・養育者等が相互に交流し、子育てに関する不安を解消するとともに、その希望や喜びを共有することができる場の確保

4 県は、国、市町村、その他関係機関等と連携及び協力を図り、ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行うものとする。

5 県は、子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

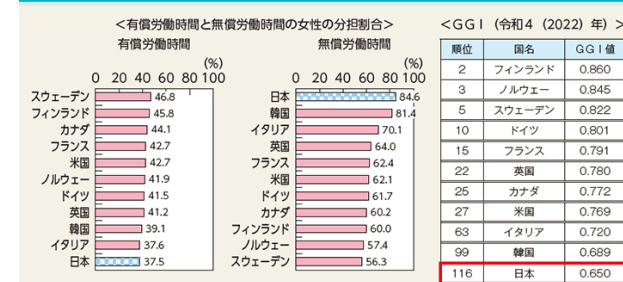
# 保護者・養育者等に対する支援（第19条）

## 考え方

- ◆ こども・若者が健やかに幸せに成長するには、まず保護者・養育者自身が幸せを感じて過ごすことができる環境が必要であると考えます。
- ◆ そのため、県は、国や市町村などの関係機関、事業者、県民等と連携及び協力を図り、保護者・養育者等に対して、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うことなどの支援を規定したものである。
- ◆ 第1項について、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行う体制を整え、母子の心身のケアやその他の支援を行うことを規定したものである。
- ◆ 例えば、妊娠期・出産期においては、産前・産後ケアや乳幼児健診等の母子保健事業を推進するための体制を整えることや、子育て期においては、幼稚園における預かり保育の拡充の支援等による待機児童の解消や、病児保育等の保護者・養育者の多様なニーズに対応できるための対応整備、放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実による待機児童の解消、そして、その各段階において、保護者・養育者が子育て・子育てに関して学ぶことができる機会を確保し、及びその情報を提供することを規定している。
- ◆ 第2項について、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めることを規定している。
- ◆ 具体的には、事業者等と連携した長時間労働の是正及びワークライフバランスの推進、また、我が国の無償労働時間（家事や育児に係る時間）の女性の分担割合は84.6%と女性に大きく偏っている（右図参照）ことから、性別にかかわらず、家事や育児を協働することを推進するための施策を講ずるよう規定している。
- ◆ 第3項について、子育て家庭が居住地を中心として、その地域において安心して過ごすことができるための施策を講ずることを規定している。
- ◆ 具体的には、子育てにやさしい住まいの拡充を目指した住宅支援の強化や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す場の創出などの取組を想定している。
- ◆ 第4項について、その他特別な配慮を要する子育て家庭として、例えば多胎児の家庭や障害児、医療的ケア児のいる家庭などを想定している。
- ◆ 第5項について、例えば、私立学校における保護者の経済的負担の軽減等を図るためのさらなる助成の充実など、子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるよう規定している。

※男女共同参画白書（令和5年版）【抜粋】

（図4）有償労働時間と無償労働時間の女性の分担割合及びジェンダー・ギャップ指数（GGI）



※「無償労働」は、日常の家事、買い物、世帯員のケア、ボランティア活動、家事関連活動のための時間、その他の無償労働のための時間の合計

# 財政上の措置等（第20条）

## （財政上の措置等）

第20条 県は、子育て・子育ての推進に関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### ■ 考え方

- ◆ 県に対し、子育て・子育ての推進に関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずる努力義務を課したものである。